「

連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (㉔＋㉕－(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「10」－別表六の二(十二)「19」－別表六の二(十三)「20」－別表六の二(二十)「19」－別表六の二(二十一)「20」－別表六の二(二十五)「25」－別表六の二(二十六)「11」)
連結親法人が中小連結親法人の場合 (㉔＋㉕－(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(六)付表「17」－別表六の二(七)付表「11」－別表六の二(八)付表「6」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「10」－別表六の二(十二)「19」－別表六の二(十三)「20」－別表六の二(十六)「12」－別表六の二(十七)「11」－(別表六の二(十八)付表三「12」＋「15」)－別表六の二(二十)「19」－別表六の二(二十一)「20」－別表六の二(二十二)付表「6」－別表六の二(二十三)付表「6」－別表六の二(二十四)「16」－別表六の二(二十五)「25」－別表六の二(二十六)「11」)
住民税額 (㉔又は(㉖又は㉗)のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)

」に、「

(㉖又は㉗)＋(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)＋(別表六の二(二)付表「18」)
調整個別帰属地方税額に係る控除額 ｛(㉔又は㉚のいずれか多い金額)×16.3％｝×20％

」を「

(㉖又は㉗)＋(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)＋(別表六の二(二)付表「18」)
調整個別帰属地方税額に係る控除額 ｛(㉔又は㉚のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)｝×20％

」に改め、同表の記載要領第五号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額　⑯」」を「「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに⑲がないものとした場合の法人税及び地方法人税の減少額として帰せられる金額　⑯」」に改め、「第81条の13」の次に「及び第81条の15の２（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）」を、「額）」の次に「及び第12条の２（分配時調整外国税相当額の控除）」を加え、同号中「「連結留保税額の個別帰属額がないものとした場合に法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額　⑰」」を「「連結留保税額及び分配時調整外国税相当額の個別帰属額並びに⑲がないものとした場合の法人税及び地方法人税の負担額として帰せられる金額から分配時調整外国税相当額の個別帰属額を控除した金額　⑰」」に改め、「第81条の13」の次に「及び第81条の15の２」を、「第11条」の次に「及び第12条の２」を、「合計額」の次に「から法第81条の15の２第１項の規定による控除をされるべき金額に令第155条の45の２第１号（連結法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の個別帰属額の計算）に掲げる金額のうちに同条第２号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を加え、同号中「国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の」の次に「特別償却等又は」を、「国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の」の次に「特別償却又は」を加え、同号㈠中「「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉔」」を「「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉔」」に改め、「別表一の二(一)「５」」」を「別表一の二「５」」」に改め、同号㈡中「「別表一の二(一)「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉔」」を「「別表一の二「５」＋「７」のうち帰せられる金額　㉔」」に改め、「別表一の二(一)「10」」を「別表一の二「10」」に改め、同号㈢中

「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合

(㉔＋㉕－(別表一の二(一)「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(八)「19」－別表六の二(九)「10」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「20」－別表六の二(十八)「19」－別表六の二(十九)「20」－別表六の二(二十三)「25」－別表六の二(二十四)「９」)

」

「「連結親法人が中小連結親法人以外の場合

(㉔＋㉕－(別表一の二「12」のうち帰せられる金額)－別表六の二(二)付表「18」－別表六の二(十)「19」－別表六の二(十一)「10」－別表六の二(十二)「19」－別表六の二(十三)「20」－別表六の二(二十)「19」－別表六の二(二十一)「20」－別表六の二(二十五)「25」－別表六の二(二十六)「11」)

」

「「調整個別帰属地方税額に係る控除額

｛(㉔又は㉚のいずれか多い金額)×16.3％｝×20％

」

「「調整個別帰属地方税額に係る控除額

｛(㉔又は㉚のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)｝×20％

」

「「住民税額

(㉔又は(㉖又は㉗)のいずれか多い金額)×16.3％

」

「「住民税額

(㉔又は(㉖又は㉗)のいずれか多い金額)×(16.3％又は10.4％)

」

を「「住民税額　㉘」」に改め、「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈣中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈤中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈥中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈦中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈧中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈨中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㈩中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑪中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑫中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑬中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑭中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑮中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑯中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑰中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑱中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑲中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号⑳中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉑中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉒中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉓中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉔中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉕中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉖中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉗中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉘中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉙中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉚中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉛中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉜中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉝中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉞中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㉟中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊱中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊲中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊳中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊴中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊵中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊶中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊷中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊸中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊹中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊺中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊻中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊼中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊽中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊾中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号㊿中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(51)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(52)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(53)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(54)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(55)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(56)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(57)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(58)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(59)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(60)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(61)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(62)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(63)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(64)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(65)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(66)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(67)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(68)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(69)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額　㉘」」に改め、同号(70)中「「住民税額　㉘」」を「「住民税額